

池田町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

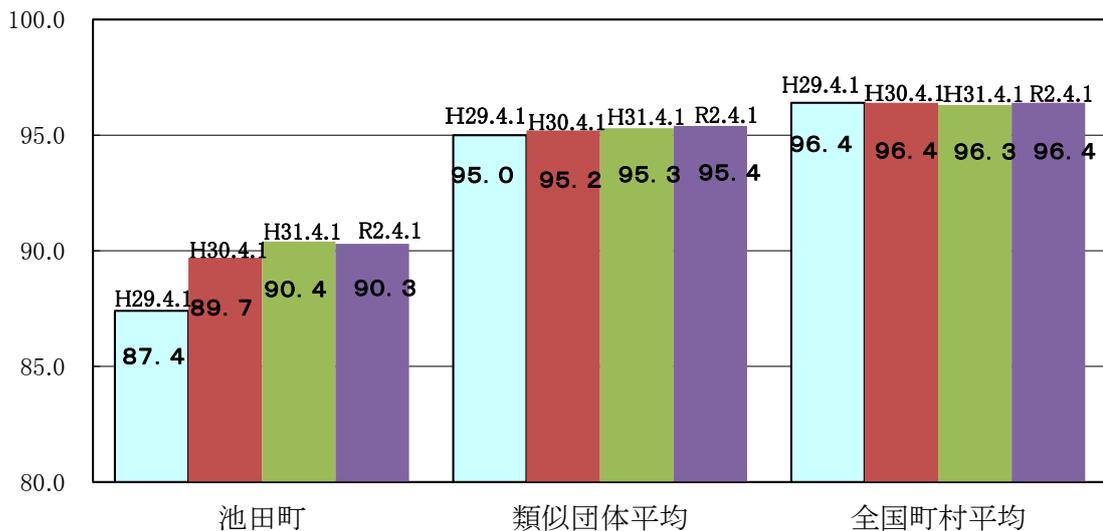
区分	住民基本台帳人口 (2年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 30年度の人件費率
元年度	人 2,528	千円 3,110,717	千円 345,589	千円 586,426	% 18.9	% 17.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
元年度	51	193,052	39,518	74,143	306,713	6,014	5,526

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

町独自の手上げ制昇任試験制度導入に伴い、国同様の昇格時号給切替表としたことにより、ラスパイレス指数が平成29年比で2.9ポイント上昇しました。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】

国の給与制度の総合的見直し同様、俸給表の水準の平均2%の引下げを行いました。

①給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.87%引下げ、激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施しました。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しました。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施しました。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和2年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
池田町	38.8	268,800	316,524	288,255
福井県	42.3	325,278	395,993	353,253
国	43.2	327,564	—	408,868
類似団体	40.6	292,220	333,104	317,749

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
池田町	58.0歳	3人	249,400円	263,333円	252,467円	—	—	—	—
うち給食調理員	個人情報保護の観点から未公表					調理員	44.5	233,400円	—
うちその他	個人情報保護の観点から未公表					—	—	—	—
		人	円	円	円	—	—	—	—
福井県	55.6	42人	292,126円	317,852円	304,204円	—	—	—	—
国	50.9	2,319人	287,283円	287,283円	328,862円	—	—	—	—
類似団体	53.7	1人	281,611円	299,543円	292,375円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
池田町	—	—	—
うち給食調理員	個人情報保護のため未公表	3,255,600円	—
うちその他	個人情報保護のため未公表	—円	—
	円	円	

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍にしたものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人情報保護の観点から、対象となる職員が1人または2人の場合は未公表としている。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

区分		池田町	福井県	国
一般行政職	大学卒	171,700円	188,700円	182,200円
	高校卒	150,600円	154,900円	150,600円
技能労務職	高校卒	148,400円	152,700円	—
	中学卒	147,200円	143,800円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和2年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	281,900 円	312,100 円	未公表 円	未公表 円
	高校卒	未公表 円	— 円	325,900 円	未公表 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	未公表 円	未公表 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

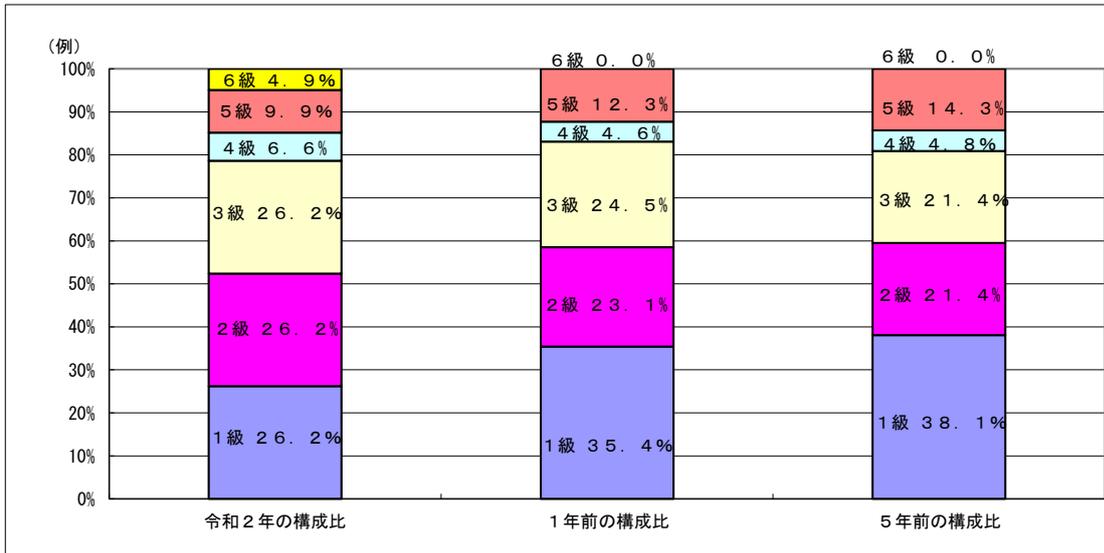
※個人情報保護の観点から、対象となる職員が1人または2人の場合は未公表としている。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	総括監理官	0 人	0.0% %	362,900 円	444,900 円
6 級	課長、企画幹	3 人	4.9% %	319,200 円	410,200 円
5 級	課長、局長、企画幹	6 人	9.9% %	289,700 円	393,000 円
4 級	参事・課長代理	4 人	6.6% %	264,200 円	381,000 円
3 級	主幹・主査	16 人	26.2% %	231,500 円	350,000 円
2 級	主事、技師	16 人	26.2% %	195,500 円	304,200 円
1 級	主事、主事補、技師、技師補	16 人	26.2% %	146,100 円	247,600 円

- (注) 1 池田町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注)平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への人事評価の活用状況

令和2年4月2日から令和3年4月1日までににおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)	△		△	
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

池田町	福井県	国
1人当たり平均支給額（元年度） 1,231千円	1人当たり平均支給額（元年度） 1,742千円	—
(元年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.90月分 ()月分 ()月分	(元年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(元年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級による加算措置 役職加算5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級による加算措置 役職加算5%~20%・管理職加算15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級による加算措置 役職加算5%~20%・管理職加算10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和2年度中における運用	管理職員		一般職員	
①. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率		○		○
標準の成績率のみ（一律）				
□. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和2年4月1日現在）

池田町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2~4.5%加算)		
1人当たり平均支給額	個人情報保護のため未公表				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（支給なし）

(4) 特殊勤務手当（支給なし）

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	23,950 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	311 千円
支給実績（平成30年度決算）	20,619 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	261 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（元年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和2年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (支給額) 配偶者 6,500 円 子 10,000 円 父母 6,500 円 子 (16歳年度初め～22歳年度末) 加算 5,000 円	同じ	—	6,208 千円	269,913 円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 (支給額) 家賃の月額から12,000円を控除した額の2分の1の額 (その控除した額の2分の1が10,000円を超えるときは10,000円)	異なる	支給額は10,000が上限 新築・購入への手当は無し	230 千円	76,667 円
通勤手当	通勤距離が片道3km以上である職員に支給 (支給額) ※自動車等の利用者 通勤距離に応じた金額 (2,300円～24,500円を支給) ※交通機関の利用者 運賃相当額	異なる	支給開始距離 2 km→3 km 距離区分に応じ 2,000円～31,600→ 2,300～24,500	5,118 千円	104,449 円
管理職手当	管理・監督職員に支給 (支給額) 課長45,000円/月・参事30,000円/月	同じ	—	4,545 千円	454,500 円
宿日直手当	宿日直勤務を行なった職員に支給 (支給額) 勤務1回につき4,400円	同じ	—	2,372 千円	62,421 円
寒冷地手当	11月～3月までの各月に在職する職員に支給 (支給額) 世帯主で扶養親族有17,800円/月 世帯主で扶養親族有10,200円/月 その他職員7,360円/月	同じ	—	4,012 千円	55,722 円

5 特別職の報酬等の状況 (令和2年4月1日現在)

区分	給 料 月 額 等			
	(参考) 類似団体における最高/最低額			
給 料	町 長	820,000 円	840,000 円 / 416,500 円	
	副 町 長	650,000 円	705,000 円 / 415,000 円	
報 酬	議 長	310,000 円	395,000 円 / 160,000 円	
	副 議 長	270,000 円	310,000 円 / 140,000 円	
	議 員	255,000 円	290,000 円 / 130,000 円	
期 末 手 当	町 長	(令和2年度支給割合) 3.30 月分		
	副 町 長	(令和2年度支給割合) 3.20 月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 820,000 × 在職月数 × 0.45	(1期の手当額) 1,771 万円	(支給時期) 任期毎
	副 町 長	650,000 × 在職月数 × 0.27	842 万円	任期毎
備 考				

- (注) 1 給料及び報酬の () 内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

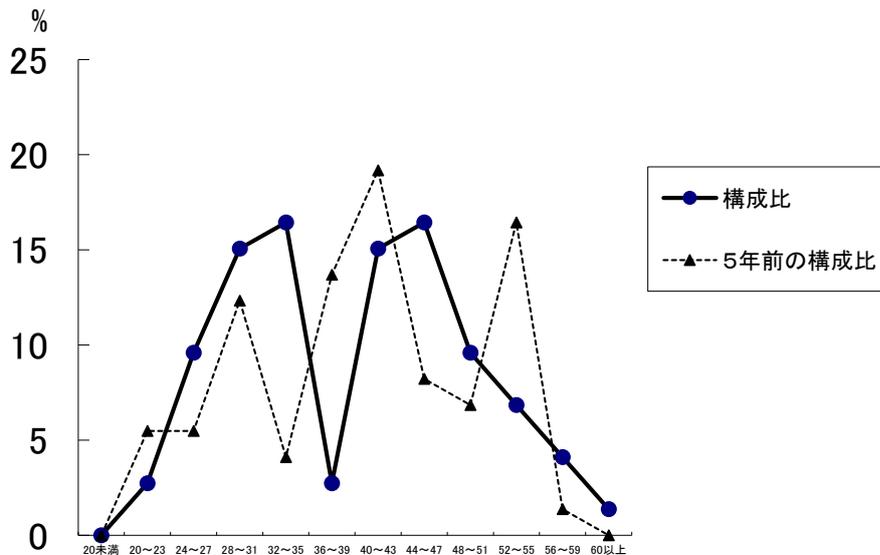
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和元年	令和2年		
一般行政部門	議会	1	1	0	
	総務	23	20	-3	退職による職員減、課の創設による人員分け
	税務	4	4	0	
	農水	6	7	1	課の創設により他部門より人員異動
	商工	1	1	0	
	土木	6	7	1	課の創設により他部門より人員異動
	民生	6	5	-1	退職による欠員不補充
	衛生	4	4	0	
	小計	51	49	-2	人口1万人当たり職員数 193.83 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 175.84 人)
特別行政部門	教育	14	13	-1	退職による職員減
	消防	0	0	0	
	小計	14	13	-1	
	普通会計合計	65	62	-3	人口1万人当たり職員数 257.12 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 204.18 人)
公営企業会計等部門	病院	6	6	0	退職による欠員不補充
	水道	1	1	0	
	下水道	0	0	0	
	その他	5	4	-1	退職による職員減
	小計	12	11	-1	
総合計		77 [83]	73 [83]	-4 [0]	人口1万人当たり職員数 288.77 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和2年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	2人	7人	11人	12人	2人	11人	12人	7人	5人	3人	1人	73人

(3) 職員数の推移

(単位：人)

年 度	27年	28年	29年	30年	元年	2年	過去5年間 の増減数
部 門							
一般行政	46	47	50	52	51	52	6
教 育	11	11	13	14	14	11	0
普通会計計	57	58	63	66	65	63	6
公営企業等会計計	11	12	14	13	12	10	△ 1
総合計	68	70	77	79	77	73	5

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

7 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 令和2年度の分限処分の状況

処分の内容	免職	休職	降任	降給
処分者数	0人	3人	0人	0人

(2) 令和2年度の懲戒処分の状況

処分の内容	免職	休職	降任	降給
処分者数	0人	0人	0人	0人